（住民基本台帳法の一部改正に伴う秘密保持義務に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条及び次条において「住民票コード」という。）の同法第三十条の二十四第一項に規定する電子計算機処理等（以下この条及び次条において「電子計算機処理等」という。）に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であった者に係る旧住民基本台帳法第三十条の三十第二項の規定によるその事務に関して知り得た住民票コードに関する秘密又は住民票コードの電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に旧住民基本台帳法第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民票コードの電子計算機処理等に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であった者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消費者基本法の一部改正）

第十七条　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項第二号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「。）」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）

第十八条　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、同条第二項第一号中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

第二条中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第十九条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第十五条第三項第四号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「特命担当大臣」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法第四条第二項」を加える。

一　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十条の二

二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十八条

三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第二十一条

（多極分散型国土形成促進法の一部改正）

第二十一条　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第二十二条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第五条第六項中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「特命担当大臣」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

（環境基本法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「特命担当大臣」の下に「及びデジタル大臣」を加える。

一　環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十六条第三項

二　高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第十六条第三項

三　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第十九条第三項

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「含む。）」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第三項」を、「第八条第五項」の下に「、デジタル庁設置法第七条第五項」を、「及び第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁」を加える。

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七十二条第一項

二　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条第一項

三　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項第四号ロ

四　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第二項

五　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第一項

六　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条第一項

七　身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第七条第一項

八　知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第三項

九　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二条第一項第五号

十　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二十四条第二項

十一　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十条第一項

十二　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条第一項

十三　海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）第三十五条第一項

十四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項

十五　宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第三十一条第一項

十六　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号

十七　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二条第二項第六号

十八　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第五項

十九　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条